

新規採用養護教諭研修及び新規採用学校栄養職員研修に係る非常勤講師に関する取扱要綱

平成12年4月1日制定

平成16年5月13日一部改正

平成22年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規採用養護教諭研修実施要綱第6項及び新規採用学校栄養職員研修実施要綱第6条の規定に定める新規採用養護教諭研修及び新規採用学校栄養職員研修にかかわり任用する非常勤の養護教諭及び非常勤の学校栄養職員（以下「非常勤講師」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常勤養護教諭の任用)

第2条 非常勤の養護教諭は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく養護教諭の免許状を有し、かつ学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（以下「学校」という。）における養護教諭の職務や学校保健活動に精通している者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しないもののうちから、1年を超えない期間を任期として教育委員会が任命する。

(非常勤学校栄養職員の任用)

第3条 非常勤の学校栄養職員は、教育職員免許法に基づく栄養教諭の免許状又は栄養士法（昭和22年法律第245号）に基づく栄養士若しくは管理栄養士の免許状を有し、かつ学校における栄養教諭又は学校栄養職員の職務や学校給食の運営管理に精通している者で、地方公務員法第16条各号に該当しないもののうちから、1年を超えない期間を任期として教育委員会が任命する。

(勤務日数及び勤務時間の割り振り)

第4条 非常勤講師の勤務日数は、新規採用の養護教諭又学校栄養職員1人当たり年間30日以内とし、1日当たりの勤務時間は7時間以内とし、教育委員会が定める。

(退職)

第5条 非常勤講師は、退職しようとするときは、退職願を、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、校長等は、非常勤退職具申書（様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに教育委員会に提出するものとする。

(1)退職願

(2)出勤簿の写し

附 則

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式

第 号
年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 学校長

非常勤講師退職具申書

このことについて、下記のとおり具申します。

記

- 1 退職願提出者の職及び氏名
- 2 退職願提出日 年 月 日
- 3 退職したい日 年 月 日
- 4 具体的理由

※添付書類

- 1 退職願
- 2 出勤簿の写し